

読解『論理のことば』第二回 (2008年4月28日)

一、正しい認識方法の定義

- I. 反論「対象を獲得させないとき、それを正しい認識方法と言えるのか？」
- A. 答え「知識が決定を生じるとき、その知識は正しい認識方法と言える。それを『対象を獲得させる』と比喩的に言っただけ。」
- II. 反論「対象は毎瞬間異なっているのだから、認識したときの対象と獲得したときの対象は別物である。また視覚で認識しても獲得するのは、触覚で認識するので、これも対象が異なっている。従って、認識するときの対象と異なった対象を獲得しても正しさは確認できない。」
- A. 答え「正しい認識の場合には、対象自体は異なっても同一であるという判断は可能なので、対象を獲得したと言える。」
- III. 反論「対象が獲得できたかどうかは、期待される効果的作用の実現によって確認される。しかし、認識したときにはまだ効果的作用は実現されていないので、正しさは確認されない。」
- A. 直接知覚→知力の劣った人は、後で効果的作用の実現を見て、知識が正しいことを知り、知力の優れた人はかつての経験を思い起こす鋭利な認識があるので、その知識だけで正しい認識方法となる。
- B. 推理→その知自身が「決定」を本性としているので、その知識だけで正しい認識方法となる。
- IV. 反論「感覚器官の知識には対象を獲得させる力はないのではないか。」
- A. 答え「認識方法の正しさは、対象の本性を理解することにある。そのような認識を生じさせるのが、対象の効果的作用である。すなわち、対象は認識されることで効果的作用を実現したことになる。」
- V. 「かつて認識したことの無い対象に関して最初に持つ知識」
- A. 感官知による認識の後の概念知 → 記憶
- B. 繰り返される推理 → 最初の認識のような役に立つ認識ではない
- VI. 「正しい知識が正しい認識方法である」
- A. 感覚器官は物質的なもの
- B. 確認・決定は知識を本性とする。
- C. 物質的なものから認識は得られない。

二、正しい認識の分類

- I. 正しい認識方法は二種類
- A. 直接知覚
1. 語義説明→プラティ (と結び付く・接頭辞) + アクシャ (目)
 2. ただし、目に限らない。眼・耳・鼻・舌・皮膚の五感
 3. 「直接知覚」という言葉が用いられる理由→「対象を目の当たりに現れさせるもの」
 4. この定義は、自己認識やヨーガ行者の直観知という直接知覚にも当てはまる。
- B. 推理
1. 語義説明→アヌ (後に・接頭辞) + マー (対象を量る) + アナ (方法・語尾)
→「後の認識」能証を認識し、能証と所証の必然的関係を思い出し、その後で対象を認識する。
 2. 「能証」→直接知覚できない対象を推理するための根拠となるもの
 3. 「所証」→推理することによって認識される対象
 4. 「必然的関係」→能証があるならば、必ず所証があるという関係
- II. 批判
- A. 推理を正しい認識方法と認めない立場の批判
1. 人々に説明するための定義は、同一性に基づく推理である。
 2. 他者と議論するためには、身体的特徴から、その原因である相手の心の推理する。これは結果による推理である。
 3. 何かを否定するのは、直接知覚ではできない。非認識による否定も推理の一種である。

読解『論理のことば』第三回 (2008年5月12日)

4. 仏教論理学における正しい推理の分類
 - a) 「あるものがAであるならば、それは必ずBである。」という推理
 - b) 結果から原因を推理
 - c) 認識されないことによる推理
- B. 信頼できる人の言葉を正しい認識方法と主張する立場の批判
 1. 信頼できる人の言葉が正しい認識方法であるためには、言葉と対象の間に必然的な関係が必要である。以下、必然的な関係が可能かどうかを様々な場合に分けて検討する。
 2. 「言葉であるならば、対象である」あるいはその逆のような必然的な関係はない。
 3. どちらかがどちらがの原因であり結果であるという関係もない。
 - a) 「肯定的随伴関係」とは「Aがあるならば、必ずBがある」という関係。
 - (1) 具体的には「結果があるならば、必ず原因がある」ということ。テキストの注記は誤り。
 - b) 「否定的随伴関係」とは「Bがなければ、必ずAもない」という関係。
 - (1) 具体的には「原因がなければ、必ず結果もない」ということ。
 4. 「Aであるならば、Bである」あるいは「Aがあるならば、Bがある」という関係以外の必然的な関係もない。
 - a) もしそのような関係があれば、言葉を聞いて、誰でも自然に対象を理解してしまうであろう。
 5. 必然的な関係ではなく、言葉と対象の関係は約束事だとしても、そのような約束からは確実な知識は得られない。
 6. もし二つのものを関係させる別の関係があると言うならば、そのような関係を正しく認識することはできない。
 7. 言葉の潜在的な能力で対象を指し示すと言うならば、別の約束のもとではその言葉が別の対象を指し示すことがあるのを説明できない。
 8. 「信頼できる人の言葉」ならば、確実かといえ、そうではない。信頼性には確実性はない。人の心の中を確実に認識することはできないから。
 9. 世間一般で行われている慣習的な言語の使用も確実なものではない。それは対象を指し示しているというより、話者の意図を示しているから。
- C. 比定（類推）という認識方法には確実性はない。
- D. 論理的な要請による認識方法は、正しい認識であるならば、それは仏教論理学で言う推理に帰着する。
- E. 非存在は正しい認識方法であるという主張の批判。
 1. 「非存在という認識方法」＝「知覚などの認識が生じないこと」
 2. 「非存在」を認識できない。なぜならば、非存在は存在しないから。
 3. 二つの否定
 - a) 「命題の否定」＝端的な否定、否定した結果、別の何かを肯定することがない。
 - b) 「名辞の否定」＝相対的な否定、修辭的な否定。否定が別のものを肯定するためである場合。
 - c) 「非-存在」を端的な否定と考えるならば、
 - (1) 単なる非存在には何の効果的作用の能力もないので、正しい認識を生じさせることもない。
 - d) 「非-存在」が相対的否定ならば、肯定的な何らかのものが正しい認識方法だということになる。
 - (1) それは物質的なものでもあり得ない。なぜならば、そのようなものには認識作用はないから。
 - (2) 限定されていない知識でもあり得ない。非存在であるその知識によって、通常の認識方法では確認できないものまで、存在しないと確定されてしまうから。
 - (3) 或るものの存在しない場所という別のものを知覚する知識に対して、そのものの非存在の認識と名付けたと言うならば、それは仏教論理学において「非認識による推理」として認められている。
- F. 以上から、正しい認識方法は、直接知覚と推理の二種類に限られることが確認される。

読解『論理のことば』第四回 (2008年5月19日)

三、直接知覚それ自体

I. 直接知覚の定義

- A. 「概念知を離れ、錯誤することのない認識」というのが直接知覚の定義である。
- B. 概念知 = 以前のものと後のものとを結びつけ、音声言語、あるいは心の中での内的な表現を伴った認識
- C. 結果→原因の推理=原因：内的な表現を伴った認識の働き
結果：望みのものを取り、好ましくないものを捨てる
- D. 概念知 ≠ 直接知覚 (=実在している対象それ自体を目の当たりにさせる知識)
 1. 対象を把握している知識 → 対象の結果
 2. 把握されている対象 → 知識の原因
 3. 把握されるものである条件 ← 知識内容を与える原因になること
 4. 概念知 → 対象がなくても、心の中に残された潜在的な力だけから生じる。
∴ 対象と概念知の間に因果関係はない。
∴ 概念知と対象との間に必然的関係ない。
 5. 対象と概念知の間に因果関係があるとすれば、
→ 概念知が存在する。∴ 対象が存在する。
→ これは誤り。(帰謬法)
 6. 結論 → 概念知には対象それ自体は現れない。(対象を目の当たりに認識しない。)
 7. 批判：全ての認識は常に言語表現を伴っている。(文法学派のバルトリハリの説)
 8. 反論：壺を見て「これは壺である」と認識する場合にも、壺以外の地面などは、言語表現無しに見えている。(二つの概念的判断は同時に起こることはない。)
- E. 錯誤している知 ≠ 直接知覚
 1. 「錯誤」 = 効果的作用能力のある対象と知識内容とが一致していないこと。
 2. 「実在」 = 効果的作用能力のあるもの
 3. ∴ 錯誤した知には実在する対象は目の当たりに現れていない。

四、直接知覚の分類——感官知

I. 直接知覚の分類

- A. 感官知、意知覚、自己認識、ヨーガ行者の直観

II. 感官知 (感覚器官による知覚)

- A. 定義：目などの五種類の感覚器官に依拠して生じ、外界の色形などの五種類の対象を知覚している意識
- B. 対象と意識の対応：
 1. 目による認識知 (眼識) → 色形 (色)
 2. 耳による認識知 (耳識) → 音声 (声)
 3. 鼻による認識知 (鼻識) → 匂い (香)
 4. 舌による認識知 (舌識) → 味 (味)
 5. 皮膚による認識知 (身識) → 感触 (触)
- C. 「感官知」という名前の由来：その知覚を他のものと区別する原因に因んで付けられ名称。
その原因はここでは、感覚器官の違いである。
- D. 日常的な行為としての認識方法
→ その対象について、直接知覚が、自らと一致した内容の概念知を生み出したとき、その直接知覚はその対象に対してのみ正しい認識方法であると言われる。

五、意知覚

- I. 意知覚は、釈尊の言葉に出てくるために設けられた。
 - A. 実際に体験はできない。
 - B. 定義に反論できない。
- II. 知識が生じるための二つの原因
 - A. 対象因 (所縁縁・しょえんねん) = 形相因
 - B. 直前因 (等無間縁・とうぬけんねん) = 質料因
- III. 注の図を参照

六、自己認識

- I. 定義：心および心作用全てに存する、自分自身の認知
 - A. 心：対象を全体として把握する知識
 - B. 心作用：対象の様々な属性を把握する知識であり、楽・苦・いずれでもないという特徴を持っている。
 - C. *teṣāṃ sarvacittacaittānām ātmā samvedyate yena rūpeṇa tatsvarūpam ātmasvarūpasākṣātkāritvāt svasamvedanam pratyakṣaṃ kalpanāpodham abhrāntaṃ cocyate.*
 1. སེམས་དང་སེམས་ལས་བྱུང་བ་དེ་ཐམས་ཅད་ཀྱི་བདག་ཉིད་གང་གིས་རང་གི་ངོ་བོ་སེམས་པར་བྱེད་པ་སྟེ་རང་རང་གི་ངོ་བོ་བདག་ཉིད་ཀྱི་ངོ་བོ་མངོན་སུམ་དུ་བྱེད་པ་ཉིད་ཀྱི་ཕྱིར་རང་རིག་པའི་མངོན་སུམ་རྟོག་པ་དང་བྲལ་ཞིང་མ་འཁྲུལ་པར་བརྗོད་དོ།
 2. それら、全ての心と心作用〔はそれぞれの対象を認識しているが、同時に〕自分自身が、ある姿で認識される。その〔自分自身の〕姿を内容とする自己認識は、自分自身の存在自体を直接的に直観しているので、概念知を離れ、錯誤していない直接知覚であると言われる。
 3. 【梶山訳】これらの心と心作用そのものは自覚されるのであるが、そ〔の自覚〕の本質は、自己の本性を直観することである。それゆえに、この自己認識は概念知を離れ、迷乱のない知覚であると言われる。
 4. Self-consciousness is that form [of cognition] by which the self of all cognitions and feelings is cognized; it is called [a kind of] indeterminate knowledge free from fictional constructs and unerring, because its nature consists in direct intuition of the nature of itself.
- II. 〈知られるもの〉と〈知るもの〉の関係
 - A. ≠ 作用の客体と主体の関係
 - B. = これこれのものであると〈規定されるもの〉 - 〈規定するもの〉の関係
 - C. 具体的には〈照らし出されるもの〉 - 〈照らし出すもの〉の関係
 - D. 燈火は、対象を照らし出すと同時に、自分自身も照らし出す。
 1. ∴ 対象および心・心作用自身→〈照らし出されるもの〉
 2. 心・心作用→〈照らし出すもの〉
 - E. 心・心作用が別の心・心作用によって照らし出されることはない。
 1. 同時に存在する別の心・心作用が照らし出すことはない。
 - a) 利益を与えるもの・与えられるものとの関係がないから。
 - b)
 2. 別の瞬間に存在する心・心作用によって照らし出されることはない。
 3. ∴ 心・心作用は、自分自身によって照らし出される (→認識される)。

読解『論理のことば』第八回 (2008年6月9日)

六、自己認識の改訳

さらにまた、もし、知識が自己認識するものでなかったならば、自己認識をしていないので、そのとき、「知られた対象」ということが理解しがたくなってしまふであろう。なぜならば、「修飾するものとして捉えられていない意識は、修飾されるものであると対象へと作用することはない」という公理があるからである。

すなわち、「対象」は修飾されるものであり、「知識」は修飾するものであり、対象は「知識によって知られた」と修飾されているのである。

もし、知識が、認識するものとしてそれ自身認識されていないならば、そのとき、どうして、知識によって修飾された対象が認識されるであろうか。なぜならば、杖 (= 修飾するもの) が認識されずに杖を持つ人 (= 修飾されるもの) が認識されるというのは、論理的ではないからである。

(中略)

ミーアマンサーは、「知られている」ということは、対象が現れていることであると主張する。

それは全く不合理である。なぜならば、その現れが、もし

(1) 知識と別のものであるとするとして、

(a) それ対象の方に属するものである場合、それは対象と同様、物質的なものであることになってしまうであろう。しかし、物質的なものは、何かが現れているということは論理的にあり得ない。

(b) あるいはまた、その現れが、知識と異なつてはいると同時に対象とも別のものである場合、

(i) 物質的なものが、自分から現れているということは論理的にあり得ない。(知識ではないので物質的なものであるからである。)

(i i) 別の現れによって対象が現れてくると言うならば、無限遡及におちいつてしまふであろう。

(2) 対象の現れが、知識自身と一体のものであるとしても、その現れ自身は、〔あなたの見解では知識自身が直接認識できないのと同様、〕直接認識できないものになってしまうであろう。

それゆえ、知識は必ず自己認識するものであると言わなければならない。

(中略)

それゆえ、現れるということは他の仕方では成立しないので、もし、これら諸対象が現れているとするならば、そのときこれら諸対象は、自らの原因のみから現れることを本性として生じて現れていると承認すべきである。

- I. 知識が自分自身に対して作用することが妥当である。
- II. 自己認識がなければ、「対象を認識した」ということは把握できないことになる。
- III. 知識は物質的なもので、その存在は推論されるだけであり直接知覚できないというミーアマンサー説の批判。
- IV. 概念知も錯誤した知識も、それ自身としては自己認識の直接知覚知である。

読解『論理のことば』第八回 (2008年6月9日)

七、ヨーガ行者の直接知覚

I. 定義

- A. 真実なる対象を繰り返し繰り返し心に刻み込む修行を長い間続け、それが極まったところで生じる直接知覚が、ヨーガ行者の認識である。
1. ヨーガ(瑜伽) = 心一境性を特徴とする三昧 = 一切の實在の真実なる姿を弁別する知恵
 2. ヨーガ行者 = ヨーガを持っている人
 3. ヨーガ行者の知識 → 真実なる対象を繰り返し繰り返し心に刻み込む修行を長い間続け、それが極まったところで生じる直接知覚
 4. 真実なる対象 = 正しい認識手段によって認識される対象
= 四聖諦(苦・集・滅・道)およびその十六行相

II. 批判と返答

A. 批判1

1. 批判: 瞑想修行は概念知である。従って、その対象は實在するものではない。どうして、實在する対象がありありと概念知に現れ来るのか。
2. 答え: 概念知も、思い込みを通じて實在するものを対象とする。それゆえ、瞑想修行によって實在するものがありありと現れてくる。

B. 批判2

1. 批判: 概念知がどうして非概念知である直接知覚に変わりうるのか。
2. 答え: 概念知が非概念知になるのではなく、概念知の繰り返しから非概念知が別に生じるのである。

C. 批判3

1. 批判: 心は刹那滅なのに、どうして一つのことを対象にしていると言えるのか。
2. 答え: 刹那滅でも、同類の刹那において連続して把握しているので、一境性と言うのである。

D. 批判4

1. 批判: 概念知が非概念知に変化する時のその「違い」は何の違いであり、何によって作られるのか。
2. 答え: 正に刹那滅であることによって「違い」が生じる。常住であることによって「違い」が生じることはない。

E. 批判5

1. 批判: 肉体を持つものが貪欲などを捨てて解脱できる、というのは不合理。
2. 答え: 肉体が貪欲の原因ではなく、無明が貪欲の原因である。すなわち、無常を常と、無我を我と、苦を楽と、不浄を清浄と、四種類の逆のものを見ることを本質とする錯視である。

八、直接知覚の対象

I. 定義: その直接知覚の対象は、独自相(自相)である。

- A. 独自相 = 他のものと共通せず、特定の時間・特定の場所・特定の形によって限定された、实在それ自身の相である。
- B. 二つの区別 = 同種類のものなかで、他ならぬこのもの、というように同類のものからも区別され、他の種類のものからも区別されている。

II. 批判: 直接知覚が独自相しか対象としないならば、それが推理の前提となる必然的関係をどうして論証できるのか。

III. 答え:

- A. 直接知覚は、独自相しか対象にしないわけではなく、共通相も対象とする。
- B. 正しい認識手段の対象は、把握対象と思念対象の二つ。
1. 直接知覚の把握対象は、一刹那の、現れている独自相。
 2. 直接知覚の後に生じる分別知によって思念される対象は、現れている共通相のみである。

読解『論理のことば』第九回 (2008年6月23日)

3. モークシャーカラグプタの説では、ここでの共通相は直接知覚の「思い込まれた対象」である。
 - C. 共通相には、二つの種類がある。
 1. 個体の相続を一つの個体として統一している時間的な共通相 → 論証の根拠として認識される。
 2. 「種類」についての共通相。そのものの種類や属性など。→ 論理的必然性の把握のときに認識される。
 3. この場合の共通相は、いずれも、直接知覚における「思い込まれた対象」である。
 - D. 推理における二種の対象
 1. 推理の把握対象は共通相
 2. 推理の「思い込まれた対象」は独自相
- IV. 直接知覚に現れないものは、直接知覚の対象にならない
- A. 他学派の説く「全体としての実体」「属性」「運動」「一般」「特殊」「内在するもの」は直接知覚されない。

九、直接知覚の認識方法と認識結果の同一性

- I. 反論「認識の方法 pramāṇa」と「認識されていること pramiti」との関係について
 - A. 認識の方法 → 認識されている状態（認識結果）という順序がある。それぞれ何を指しているのか。
- II. 答え
 - A. 青という対象 → 二つの内容を持った知識（梶山訳は間違い）
 1. 青という対象のイメージ：知識の内容を「青という対象」に限定するための要素→認識内容を決定する根拠であるので、「認識方法」である。
 - a) この場合の「限定」は「青でない対象」からの区別
 2. 青という対象の理解（梶山訳の「意識」ではなく、「覚り」と同じbodhiという語が使われる。）という知識の本体：「青でないものの理解」から区別され確定された認識内容→決定された認識内容そのもの
 - B. この二つは一つの知識に内在する二つの要素・契機であり、別々に存在するものでない。
 - C. 対象のイメージが知識内に現れていなければ、その知識の内容を他のものから区別することはできない。
 1. この立場は、有形象知識論と言われる。
- III. 認識方法と認識結果の同一性の証明
 - A. もし、この二つが時間的に前後であるならば、
 1. 異なった時間の間に、「決定するもの」「決定されるもの」の必然的關係はない。
 - B. 同時に存在する別の知識であったならば、
 1. 同時に存在する二つの異なったもの間には、影響するもの、影響されるものとの関係は成立しない。
 - C. 故に、一つの知識に同時にその二つが存在していなければならない。
 1. 認識方法と認識結果の区別は、一つの知識に対して論理的な分析の結果の仮説として分けているに過ぎない。

読解『論理のことば』第十回 (2008年6月30日)

一、推理の根拠が正しい根拠であるための三条件

I. 推理の分類

- A. 自己のための推理：それ自体は知識である。山に火があるのが見たあとで、認識者に火の知識が生じる場合、その知識によって、その認識者のみが見えない対象を認識するのであって、他の人が認識することはない。したがって、自分のために、その対象を推理するものと言われるのである。
- B. 他者のための推理：それ自体は言葉である。推理の根拠が正しい根拠であるための三つの条件を備えていることを理解させるために用いられる言葉は、他者に理解させるために用いることが出来るので、言葉であっても比喩的に「推理」と言われる。

C. 補足

- 1. 論証式「あの山に火がある。なぜならば、煙があるから。」
 - a) 主題・基体(宗) = 「あの山」、推理対象 = 「火」、根拠 = 「煙」
 - b) 主題である「あの山」という基体に「煙」と「火」という二つの属性が存在する必要がある。
 - c) 同類例(同品・どうぼん) = 同じ推理対象を有する、主題以外の基体
 - d) 異類例(異品・いほん) = その推理対象を有さない基体
- 2. 論証式「音声は無常である。なぜならば、作られたものであるから。」
 - a) 主題・基体 = 「音声」、推理対象 = 「無常」、根拠 = 「作られたもの」

II. 自己のための推理

- A. 「自己のため」：三つの条件を備えた推理の根拠に基づいて推理される対象。
- B. 「自己のための推理」：三つの条件を備えた推理の根拠にもとづいて、知覚できない推理の対象について、認識者に生じる知識。

III. 推理の根拠が正しい根拠であるための三条件(三条件の主語は全て「推理の根拠」である。)

- A. 主題所属性(遍是宗法性)：推理対象などの属する基体に、推理の根拠が必ず存在することが確認されていること。
 - 1. 「存在する」→推理の主題に推理の根拠が存在しないということが排除される。
 - 2. 「必ず」→主題の一部に推理の根拠が存在しないことが排除される。
 - 3. 「確認されている」→どちらであるか不確定な疑わしい状態を排除する。
 - 4. 「必ず存在している」→根拠が推理の主題のみに固有のものであることを排除する。
→主題以外にその根拠が確認できる同類例が存在することを要求している。
- B. 肯定的随伴関係(同品定有性)：推理の根拠が、推理対象を有する主題以外の基体のみに存在することが確認されていること。
 - 1. 「存在する」→推理の根拠と推理対象が矛盾することを排除している。
 - 2. 「のみ」→推理対象を有するものにも、推理対象を持たないものにも共通した属性であることを排除している。
 - 3. 「のみに存在する」→同類例全部に存在する必要はなく、同類例以外のものに存在しなければよい。
 - 4. 「確認されている」→肯定的随伴関係に関して疑いを抱いていることを排除する。
- C. 否定的随伴関係(異品遍無性)：推理の根拠が、推理対象を持たない基体には必ず存在しないことが確認されていること。
 - 1. 「存在しない」→推理の根拠と推理対象が矛盾することを排除する。
 - 2. 「必ず」→推理対象を有するものにも、推理対象を持たないものにも共通した属性であることを排除している。
 - 3. 「確認されている」→異類例において根拠が排除されていることについて疑いがあることを排除している。
 - 4. 「必ず存在しない」→異類例の一部に根拠が存在することで、同類例と異類例に共通した属性であることを排除している。

読解『論理のことば』第十一回 (2008年7月7日)

D. 三条件のサンスクリット語原文

1. anumeyē sattvam eva niścitam.
 - a) anumeyē : 推理されるものにおいて
 - b) sattvam : 存在する
 - c) eva : のみ
 - d) niścitam : 確定されている
2. sapakṣa eva sattvam niścitam.
 - a) sapakṣe : 同類例において
3. asapakṣe cāsattvam eva niścitam.
 - a) asapakṣe : 異類例において

二、推論の根拠に三種類ある一結果を根拠とする場合

I. 分類

- A. 結果：結果を原因を推理するための三条件を備えた根拠である。
- B. 本質的属性：本質的属性は、それを本質とする別の属性を推理するための三条件を備えた根拠である。
- C. 無知覚：知覚されないことは、存在しないことを推理するための三条件を備えた根拠である。

II. 同義語

- A. 推論の根拠の同義語：証明するもの (sādāna)、知らせるもの (jñāpaka)、論証因 (hetu)、全体を覆うもの (vyāpaka)、標識 (liṅga)

III. 結果という根拠

A. 論証式

1. インド仏教後期の論証式：
 - a) 煙のあるところには必ず火がある。かまどのように。(必然的關係：肯定的随伴關係)
 - b) あの山には煙がある。(主題所属性)
2. チベット論理学の論証式：
 - a) あの山を主題として、(主題)
 - b) それに火があることが帰結する。(帰結)
 - c) なぜならば、煙があるから。(論証因)
3. インド仏教初期の論証式(ディグナーガ)「三支作法」
 - a) あの山に火がある。(主張命題=宗)
 - b) 煙があるから。(論証因=因)
 - c) 煙があるところには、火がある。かまどのように。(喩例=喩)
4. インド哲学の旧式の論証式「五支作法」
 - a) あの山に火がある。(主張命題)
 - b) 煙があるから。(根拠)
 - c) 煙のあるところに火がある、かまどのように。(喩例)
 - d) あの山にも煙がある。(適用)
 - e) それ故、あの山には火がある。(結論)

- B. 結果という根拠は、推理対象の違いによって三種類に分けられる。

1. 煙は、火に対して、三種の知覚・無知覚によって、推理根拠として確定されるべきである。
2. 視覚知は、眼に対して、ある特定のときのみ結果が生じることを通じて、推理根拠として確定される。
3. 味は、色に対して、同一の原因集合体に依拠して生じてきたものであるため、推理根拠として確定される。後に生じた、この色に対して、先行する色が質料因であり、同じく先行する味が共同因である。先行する集合体から後続の集合体が生じる場合に、このような論理が当てはまる。

- C. 結果という論証因は「それから生じたもの」という結合関係があるので、推理対象を理解させるものである。

読解『論理のことば』第十二回 (2008年7月14日)

三、ある属性から、それに対して本質的な属性を推理する

I. 定義

- A. svabhāvaḥ svasattāmātrabhāvinī sādhyadharme hetuḥ. hetusattāmātrabhāvinī sādhyadharme yo hetur ucyate sa tasya sādhyasya dharmasya svabhāvo boddhavyaḥ.
- B. svabhāva = hetu = sva-
- C. sādhyadharmāは、hetuのsattāmātraに従って生じるので、そのhetuは、sādhyadharmāにとってのsvabhāvaである。
- D. あるものxは、それがあつることだけで生じている属性yにとってのsvabhāvaであり、したがつて、その属性yを推理する根拠となる。

II. ダルマキールティの定義

- A. svabhāve bhāvo 'pi bhāvamātrānurodhini //2//
hetur iti vartate / tādātmyaṃ hy arthasya tanmātrānurodhiny eva nānyātatte / tadbhāve 'bhūtasya paścād bhāvaniyamābhāvāt / kāraṇānām kāryavyabhicārāt /
- B. bhāva : もの。 / api : もまた。 / anurodhini : 従うもの (svabhāveと同格で修飾)。 / iti vartate : という意味。 / tādātmya : それと一体であること。 / artha : 対象。 / tan- : それ。 / anya : 他のもつ。 / āyatte : 依存している (anurodhiniと同格で修飾)。 / 'bhūtasya : 生じていないものが。 / paścād : 後に。 / bhāva : 生じること。 / niyama : 必然性。 / abhāvāt : ないから。 / kāraṇānām : 原因は、 / kārya : 結果。 / vyabhicātāt : 整合性がないから。

III. マノーラタナンディンの注釈

- A. bhāvo 'pi svabhāvo 'pi hetuḥ svabhāve sādhye / kīdṛṣe ? hetor bhāvaḥ kevalo bhāvamātram tadānuroddhum anuvartitum śīlam asyeti bhāvamātrānurodhi tasmin / yasya sattāmātreṇa yo dharmo 'vaśyaṃ bhavati na hetvantaram apekṣate, tasmin sādhye svabhāvo 'khyo hetuḥ /
- B. sādhye : 所証に対して。 /
- C. 「bhāvo 'pi」というのは、「svabhāvo 'pi」のことであり、それがsvabhāvaである所証に対して論証因である。どのようなsvabhāvaに対してか、と問うならば、論証因の存在することのみに従つて存在するという性質を持つ、そのようなsvabhāvaに対して、である。Aが存在することのみによつて、Bというダルマ (属性) が常に生じ、他の原因に依拠しないとき、[Aは] そのBという所証に対して、svabhāvaと呼ばれる論証因である。

四、知覚されないことを根拠とする推理

I. 例による説明

- A. この場所に、壺が存在しない。なぜならば、知覚可能な条件が整っているものが近くされないからである。
- B. 知覚可能な条件 : [対象と] 同一の感官知によつて把握される地面などが知覚されており、もし、壺がそこにあるならば、[その同じ感官知によつて] 知覚されるはずであるとき、その壺自身以外の他の知覚の条件が全部揃っているが故に知覚されるはずであると想定されること。

II. 「非認識」という推理の根拠の意味

- A. 非認識 = 否定される対象と同一の知覚条件にある他のものの存在、あるいはそのようなものの知覚の存在によつて決定される。
- B. 相対的否定 = 他のものの、および、そのものの知覚は、主観と客観という関係にあるが、それが相対的否定という意味で「非認識」と言われる。
- C. 絶対的否定 = 単にその対象の知覚が否定されているだけ → 非認識という根拠にならない。
- D. 否定されるもの以外の他のものの知覚というだけでもない。
- E. ∴ 否定されるものからの区別によつて特徴付けられた二つの存在、すなわち、地面あるいは地面の知覚が、「非認識」と呼ばれる。